

事業名	希少野生動植物保護事業費			
細事業名	希少野生動植物種保護調査事業費	財務コード	685203	
担当部課室	森林環境 部	みどり自然 課	自然保護 担当 (内線)	6509

## I 事業の概要

実施期間	始期 H20 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	山梨県レッドデータブックにおける絶滅危惧種(希少野生動植物種)	生息・生育状況のモニタリング調査を実施し、絶滅危惧種の生息・生育状況を把握する	希少野生動植物種の保護、保全
事業の内容主にH30年度	<p>・県内の絶滅危惧種(希少野生動植物種)を含む野生動植物種について、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第39条に基づく山梨県希少野生動植物種保護専門員及びレッドデータブック作成委員会(H27~H29)委員が所属する研究団体が継続的に生育、生息状況調査を行う(調査対象種について、「確認」及び「未確認」を記録。)</p> <p>※継続した記録を積み上げることで種の生育、生息状況(減少または現状維持、減少の場合はその進行度)を把握できる。</p> <p>・調査結果をもとに、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例における指定希少野生動植物種(採取、捕獲等を禁止する種)等への指定などを検討する。</p>		
根拠法令等	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則、山梨県希少野生動植物種保護基本方針、山梨県希少野生動植物種保護専門員業務要領		

## II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	29年度	30年度		31(R1)年度	R2年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	調査対象種数	160	175	175	166	166	<b>目標設定の考え方</b> 各分野ごとに設けられた調査対象種の選定基準に基づく調査対象種数 <b>データの出典等</b> モニタリング調査実施要領、モニタリング調査結果報告書、希少野生動植物種保護専門員業務報告書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	100.0 %					
成果指標	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物種等への追加候補種の把握 ※数値目標を設定することがない。	-	15種	1種			<b>目標設定の考え方</b> 数値目標を設定することがない。 <b>データの出典等</b>
	成果指標達成率(実績値/目標値)	%					
決算額又は予算額(千円)うち一財額	1,892	1,892	1,892	1,892	1,901	<b>成果指標によらない成果</b> 平成30年度に普及、啓発パンフレット「かけがえのない山梨の生き物たち」を作成し、県内の小中高校を中心に配付。学校教育を通じて、希少動植物の保護保全の必要性、生物多様性の重要性等への理解を深める取り組みを実施した。	
所要時間(直接分)	21 時間	133 時間	133 時間	133 時間	277 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間	時間		
所要時間計	21 時間	133 時間	133 時間	133 時間	277 時間		
人件費コスト 単位:千円(@2,114円×所要時間)	44	281	281	281	586		

## III これまでの事業の見直し・改善状況

平成28年度に内部評価を実施(現行どおり)。  
 平成30年度に希少野生動植物種の保護について普及、啓発を行う為のパンフレットを作成。小中高校に配布し、学校教育の現場での活用を働きかけた。  
 令和元年度に保護柵や普及啓発看板の作成経費を予算化(希少野生動植物保護対策費)。条例指定種の保護、保全対策を強化した。

#### IV 活動量と成果の判断(平成30年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H30年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H30年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記載すること
	b	モニタリング調査により、絶滅が危惧される動植物種の県内での生息・生育状況に関する情報を適切に収集することができた。 また、蓄積された情報により、絶滅危惧種の保護、保全対策(条例指定による採取、捕獲等の禁止など)を検討することができた。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

#### V 見直しの必要性(令和2年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	平成30年3月に公表した「2018山梨県レッドデータブック」の調査結果を前回(2005)と比較すると、掲載種数は95種増の723種となり、継続的なモニタリングが必要となる絶滅危惧種は86種増の500種(動物111種、植物389種)となった。このうち植物種については、389種と調査対象が多いことから、種の保全状況や過去のモニタリングの状況を勘案し、毎年、50種程度の調査対象を選定し、調査を行っている。 絶滅危惧種を保全するためには、より多くの種の調査を行い継続的に現状を把握する必要があるが、調査対象種数を大幅に増加させることは困難なことから、環境省や公設試験機関等との情報共有体制を構築するなど、種の現状把握の方法を充実する。	m

・「IV以外の判断項目」の欄

a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管  
h: 外部委託 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	希少野生動植物種の保護・保全体制を強化するため、関係機関との連携体制の構築や県民への普及、啓発の強化、調査体制等の改善に取り組む。 具体的にはまず、県と環境省生物多様性センターを中心に、希少野生動植物種保護専門員など県内の専門家、大学等と情報を共有するためのネットワークの構築について、関係機関と検討を進める。 また、森林総合研究所で行われている絶滅危惧種の増殖研究については、県の要請により行われているものであり、他の種についても、保全状況や、希少野生動植物種保護専門員など県内の専門家の意見を踏まえ、増殖の必要性について検討を行う。 県民に希少野生動植物種の状況や保護の重要性についての理解を深めてもらうための普及、啓発については、レッドデータブックやパンフレットの県HPへの掲載に加え、県政出張講座や希少野生動植物種保護専門員など県内の専門家による講演会の開催などを通じて行っているところである。今後も引き続き希少野生動植物種保護の重要性の普及、啓発を行うため、これらの取り組みを強化して行く。 モニタリング調査における報告基準については、現状、直ちに対応しなければならないものを重大な事項として報告対象としているが、報告基準の見直しの可能性について、希少野生動植物種保護専門員など県内の専門家等に意見を伺いながら検討を行う。 また、希少野生動植物種保護専門員等の報酬や金額のあり方については、他県の状況などを踏まえ、見直しの可能性について検討を行う。	m

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

#### VI 見直しの方向(令和2年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 ※「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	二次評価の見直しの必要性を踏まえ、希少野生動植物種の保護・保全体制を強化するため、関係機関との連携体制の構築や県民への普及、啓発の強化、調査体制等の改善に取り組む。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:みどり自然課

細事業名:希少野生動植物種保護調査事業費

調書番号:5

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H30 所要 時間 (h)	H31 (R1) 所要 時間 (h)A	R2 所要 時間 (h)B	縮減等 B-A	具体的業務の見 直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 モニタリング調査	各団体との調査対象に係る打合せ、契約	4月	8	8	8	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	調査結果報告書の確認	3月	4	4	4	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	委託費の支払い	3月	1	1	1	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
						0		
(小計)			13	13	13	0		
2 希少野生動植物種保護専門員調査	保険加入の手続き等	4月	2	2	2	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	業務報告書の確認	3月	5	5	5	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	報償費の支払い	3月	1	1	1	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
						0		
(小計)			8	8	8	0		
3 希少野生動植物種指定等検討委員会の開催	第1回検討委員会に係る日程調整及び資料作成等	4月	24	24	24	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	第1回検討委員会開催	5月	5	5	5	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	条例に基づく指定案に係る各部会との調整	6月～8月	16	16	16	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	第2回検討委員会に係る日程調整及び資料作成等	9月	24	24	24	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	第2回検討委員会開催	10月	5	5	5	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
(小計)			74	74	74	0		
4 条例に基づく指定手続き	山梨県環境保全審議会に係る資料作成等	11月	18	18	18	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	条例に基づく公衆の縦覧等	1月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	告示	1月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
						0		
(小計)			38	38	38	0		
5 関係機関との連携体制の構築、県民への普及、啓発の強化、調査体制等の改善検討	関係機関との連携体制の構築の検討				96	96		
	県民への普及、啓発の強化の検討				24	24		
	調査体制等の検討				24	24		
(小計)					144	144		
所要時間 (計)			133	133	277	144		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「Ⅱ 事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせて、行を加除して記載すること。(複数ページ可)